

指宿広城市町村圏組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
(平成6年指宿広城市町村圏組合規則第19号)

改正 平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号
平成18年指宿広城市町村圏組合規則第1号
平成25年指宿広城市町村圏組合規則第2号
平成25年指宿広城市町村圏組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広城市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広城市町村圏組合条例第1号）に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、指宿市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年指宿市規則第192号）を準用する。ただし、南九州市からの派遣職員については、南九州市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年南九州市規則第38号）を準用する。

(読み替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を準用する場合においては、同規則中「指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。）」とあるのは「指宿広城市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広城市町村圏組合条例第1号）第3条本文の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「条例」という。）」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

2 前条ただし書の規定に基づき、南九州市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を準用する場合においては、同規則中「南九州市職員の給与に関する条例（平成19年南九州市条例第47号。以下「条例」という。）」とあるのは「指宿広城市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広城市町村圏組合条例第1号）第3条ただし書の規定により準用する南九州市職員の給与

に関する条例（平成19年南九州市条例第47号。以下「条例」という。）」と、
「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第3号）

この規則は、平成25年3月8日から施行する。